

## 春日井市地域公共交通会議設置要綱

## (設置)

第1条 この要綱は、市内における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）に基づき、春日井市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 市内における地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃、料金等に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織し、交通会議の委員は、市長のほか次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体を代表する者
- (2) 市民又は利用者を代表する者
- (3) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- (5) 愛知県道路管理者
- (6) 春日井市道路管理者
- (7) 愛知県春日井警察署を代表する者
- (8) 公共交通に関する学識を有する者
- (9) その他市長が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (臨時委員)

第5条 交通会議に、特別の事項を協議するため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は当該特別の事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

5 交通会議は、委員（協議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

6 交通会議の議決方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会長が適当と認めるときは、会議を開催することなく、書面による議決を行うことができる。

7 会長は、交通会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 関係者は、交通会議で協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、総務部交通対策課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年2月28日から施行する。